

教えてマッタマン!



～第28回 4月からごみの出し方が変わります～

問合せ 環境課ごみ減量推進係 ☎0562-92-1113

太郎君：マッタマン！令和2年度からの「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」が届いてたね。

マッタマン：そうだね。今までパンフレットに書いてなかったリデュースやリユースの取り組みが書かれていて勉強になるね。

太郎君：そういえば令和2年度からのパンフレットでは、前のパンフレットからの変更点を書いてあったような…。

マッタマン：表紙や環境課からのお知らせに書いてあったよ。だけど、太郎君が忘れてしまっているみたいだからもう1回紹介するね。

①令和2年4月から燃えないごみの収集日が月1回に変わります。

地区名	令和2年3月まで	令和2年4月から
東沓掛区、西沓掛区(宿・荒井町内会以外)、勅使台区、西川区(西川町内会)、三崎区、吉池区、大久伝区、中島区、落合区、桶狭間区、舘区、二村台区	第1・第3水曜日	第3水曜日のみ (その月の3回目の水曜日)
西沓掛区(宿・荒井町内会)、西川区(西川町内会以外)、ゆたか台区、阿野区、大脇区、大根区、桜ヶ丘区、坂部区、前後区、西区、間米区	第2・第4水曜日	第2水曜日のみ (その月の2回目の水曜日)

※燃えるごみ、プラスチック製容器包装の収集日は変わりません。

※月1回の収集となることで、収集ルートの変更や収集するごみの量の増加によって、いつもごみ収集車が来ていた時間に来れなくなる可能性が高くなります。

今一度**午前8時までにごみを出す**ルールを徹底してください。

Information

② 使い捨てライターを燃えないごみとして捨てることができなくなります

使い捨てライター（燃料を使い切った場合も含む）は燃えないごみとして出せなくなります。捨てる場合は拠点回収場所に持ち込んでください。



③ 充電電池を内蔵した製品（デジタルカメラ、スマートフォンなど）の捨て方のルールを定めます

○デジタルカメラなど充電電池を外せる製品は、本体から充電電池を外してください。製品本体は小型家電として拠点回収場所に持ち込んでください。持ち込みができない場合は燃えないごみに出してください。

○充電電池は、右記のマークがついているものはテープなどで絶縁処理をしたうえで環境課、市清掃事務所またはJBRCのリサイクル拠点場所に持ち込んでください。

○スマートフォン、タブレット端末など製品本体から充電電池を取り外すことができない製品は、「小型家電」として拠点回収場所に持ち込んでください。



ニカド電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池



◀JBRCのリサイクル拠点場所

※「小型家電」として回収できない加熱式たばこ、電子たばこ、太陽光を利用したモバイルバッテリーは市清掃事務所に持ち込んでください。

<拠点回収場所>

- 市清掃事務所 沓掛町勅使1-13 月曜～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後4時
- 中西 栄町高根103 月曜～金曜日、毎月第1・第3土曜日午前8時30分～午後4時
- 市役所正面駐車場ATM付近 毎月第2・第4水曜日午前9時～午後2時

太郎 君：ありがとう、マッタマン。大きく3点変更があるということだね。確かに小型充電式電池とかライターが原因の火災事故が全国で起こっているって聞いたことがあるし僕も気を付けるよ！

マッタマン：最後にみなさんにお願いがあります。

マッタマンからのお願い

みなさんのご協力により、快適で清潔なまちが保たれています。改めて令和2年度からの「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」をご一読いただき、ごみの減量と分別にご協力をお願いします。※変更点の詳細などは、令和2年度からの「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」や市ホームページでご覧いただけます。

